

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併による**、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立**等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。
（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。 【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓など**に取り組む経費 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

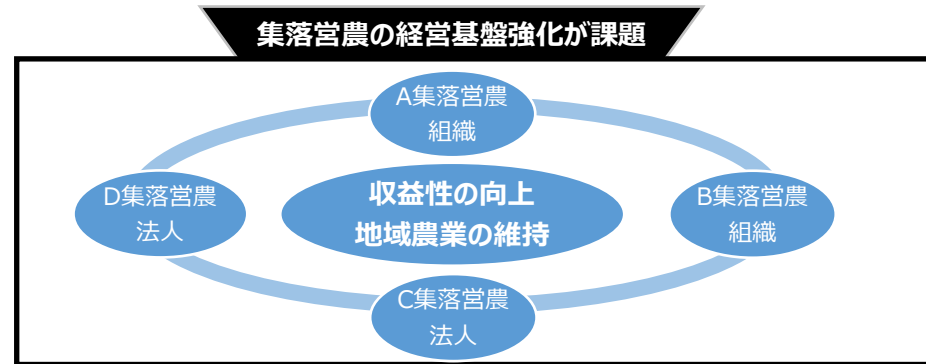
③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。 【定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



課題を乗り越えるための新たな取組（例）

ビジョン	具体的な取組
組織新設や組織間連携による、地域農業や経営健全性の維持	コーディネーター等応援人材の活用、経理の明確化に必要なITツール導入
収益力強化の柱となる経営部門の確立	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに係る経費
具体的な取組の中核となる人材の確保	新たな農業人材の雇用に係る賃金・社会保険料など
信用力の向上、就労環境の整備など経営発展を支える組織体制の強化	法人化に係る定款作成・登記等の経費
効率的な生産体制の確立	共同利用機械等の導入経費

<対策のポイント>

地域計画に位置付けられている集落営農の**連携・合併による**、広域展開での**効率的な生産・販売体制の確立**等に向けた取組を支援します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割 [令和12年度まで]）

<事業の内容>

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。（支援期間：最長3年、優先枠（将来像が明確化された地域計画の策定地域等）、補助上限額10百万円）

① ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の**目指す農業の姿や具体的な戦略**の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。 【定額】

② 具体的な取組の実行への支援

ア 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、**高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費** 【定額】

イ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を**雇用する経費**（賃金等） 【定額（100万円上限/年）、最長3年間】

ウ 信用力向上等に向けた**組織の法人化に必要な経費** 【定額（25万円）】

エ 効率的な生産のための**共同利用機械等の導入経費** 【1/2以内】

③ 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。 【定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

集落営農の経営基盤強化が課題



課題を乗り越えるための新たな取組（例）

ビジョン	具体的な取組
組織新設や組織間連携による、地域農業や経営健全性の維持	コーディネーター等応援人材の活用、 経理の明確化 に必要なITツール導入
収益力強化の柱となる経営部門の確立	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、 販路開拓 などに係る経費
具体的な取組の中核となる 人材の確保	新たな農業人材の雇用 に係る賃金・社会保険料など
信用力の向上、就労環境の整備など 経営発展を支える組織体制の強化	法人化 に係る定款作成・登記等の経費
効率的な 生産体制 の確立	共同利用機械等の導入経費

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

「小さな拠点」の形成の推進、生活インフラ等の確保

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

(施設計画策定事業において、新たに大規模災害を想定した初動体制整備及び施設再編・集約に関する方針を維持管理適正化計画で策定することを支援します。)

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要の農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



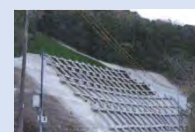
農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



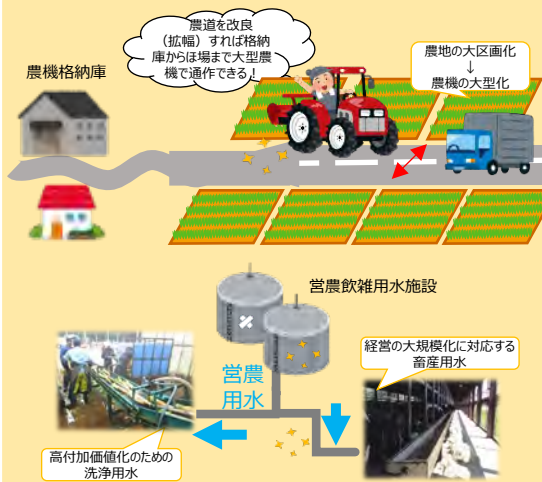
集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

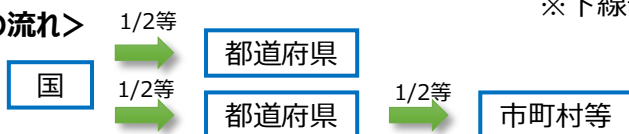
重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



<事業の流れ>



農村整備事業（計画策定等事業）の拡充

- 農業集落排水施設における大規模災害からの復旧・復興に際して、特に人口減少が著しく、集落が大幅に縮小した地域においては、原形復旧を行うよりも、規模の縮小又は廃止をした方が、維持管理の面で地域の負担が軽減するケースが増加することが予想される。また、大規模災害時の初動体制についても、限られた市町村職員のみでの対応が難しくなっており、全国からの支援者を受け入れる体制を事前に検討することが求められている。
- 復旧・復興に際し、農業集落排水施設の規模縮小又は廃止を行うために必要な地域の合意形成には一定の期間を要する。また、大規模災害が発生してからでは、多くの住民が被災し、避難しているため、復旧にあたっての合意形成を行うことは困難。
- 大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針の検討を必須とすることで、平時からの地域住民の間での話し合いを促し、今後発生することが予想される風水害を含む大規模災害において、農業集落排水施設に係る初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興を効率的に行うことができるよう支援。

施設計画策定事業

目的・ポイント

維持管理のコストや負担の軽減
 (①再編・集約、②規模・処理方式の適正化、③省エネ技術、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針、⑤その他)

維持管理費や最適化された保全対策費を更に軽減し、持続的な公営企業経営を実現

内容

維持管理を含む施設現況調査結果を基に①施設の再編・集約、②施設規模又は汚水処理方式の適正化、③省エネルギー技術導入等の維持管理適正化対策、④大規模災害を想定した初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針をとりまとめたもの

留意事項

- ・①～④の全てを検討
- ・検討の省略要件を設定
 例) -経費回収率(維持管理費)が100%以上、自治体がとりまとめた防災計画等に農業集落排水施設が位置付けられている等
- ・ハード実施の要件となっているが、経過措置を設定。
- ・既に①～③まで作成している場合は、別途④のみ作成できる。

平時から大規模災害を想定した応急時等の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討



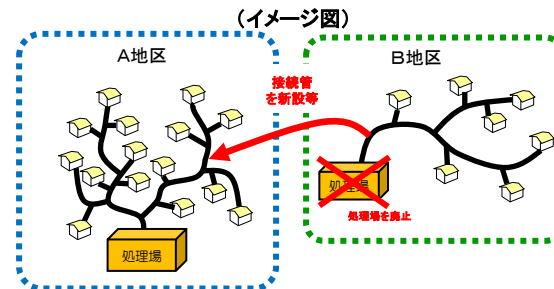
施設計画策定に当たり、平時から大規模災害を想定して、農業集落排水施設に係る大規模災害時の初動体制の整備及び地域の規模・実情に応じた復旧・復興等が行えるよう大規模災害時の初動体制の整備及び施設の再編・集約に関する方針を検討必須項目とし、策定を支援。



大規模災害時の対応

■地域の規模・実情に応じた復旧

平時から、話し合いにより策定した再編・集約方針に沿って、地域の規模・実情に応じた復旧・復興に早期に着手できる。



■初動体制の整備

被災市町村の担当職員は、人命救助・確保、避難所運営等の生活支援に追われるため、国や県との連絡体制や全国から訪れる支援者に対して、どのような支援を依頼するか等を事前に検討しておくことで、復旧の初動体制を早期に確立できる。

<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手 (10割 [令和11年度まで])
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手 (10割 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要となる農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

(河川工事等による補償で造成された農道橋等も対象施設になることを明確化)

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

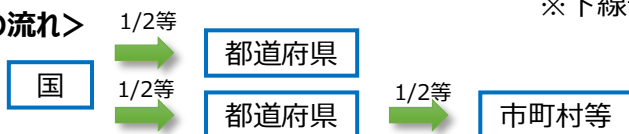
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化

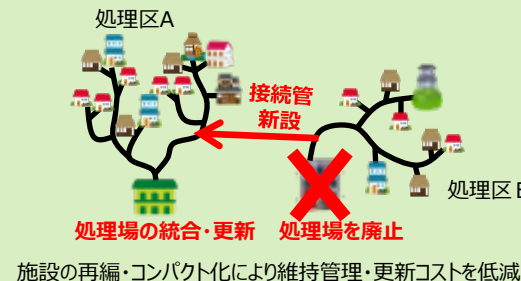
生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



止水壁の設置



非常用電源の設置



国益に直結した国際連携の推進に要する経費 (戦略的国際共同研究推進事業)

【令和7年度予算概算決定額 164 (174) 百万円】

<対策のポイント>

「みどりの食料システム戦略」実現のため、海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用し、世界の先端技術や情報を積極的に導入することで、我が国の農林水産業の発展につながる国際共同研究を実施します。

<事業目標>

社会実装につながる研究成果を創出（フランス等のEU加盟国と6件以上〔令和8年度まで〕、フィリピン等のASEAN諸国等と5件以上〔令和10年度まで〕、インドと1件以上〔令和10年度まで〕、米国と3件以上〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国際会議等フォローアップのための国際共同研究事業

- G7、G20、ASEAN+3、COP会合等の議論を踏まえ、フランス、フィリピン、インドとの間で、共同研究を引き続き実施します。

2. 二国間国際共同研究事業

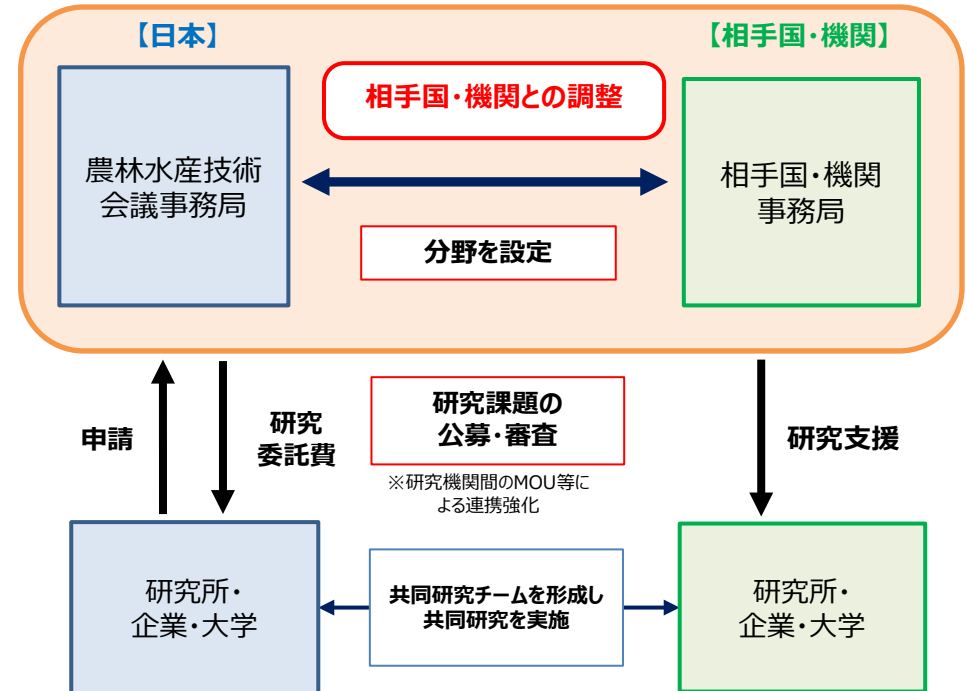
- 国家間の合意等を踏まえ、米国、EU加盟国（ドイツ等）、ASEAN諸国等との間で、共同研究を引き続き実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国際共同研究事業のイメージ



国益に直結した国際連携の推進に要する経費 (戦略的国際共同研究推進事業)

令和8年度予算概算決定額 145百万円 (前年度 164百万円)

<対策のポイント>

「食料・農業・農村基本計画」、「みどりの食料システム戦略」実現のため、**海外の農業研究機関が有する優れた知見や研究材料等を活用し、世界の先端技術や情報を積極的に導入することで、我が国の農林水産業の発展につながる国際共同研究を実施**します。

<事業目標>

社会実装につながる研究成果を創出 (フランス、ドイツ等のEU加盟国と4件以上 [令和12年度まで]、ASEAN諸国と5件以上 [令和10年度まで]、インドと2件以上 [令和10年度まで]、米国と3件以上 [令和8年度まで])

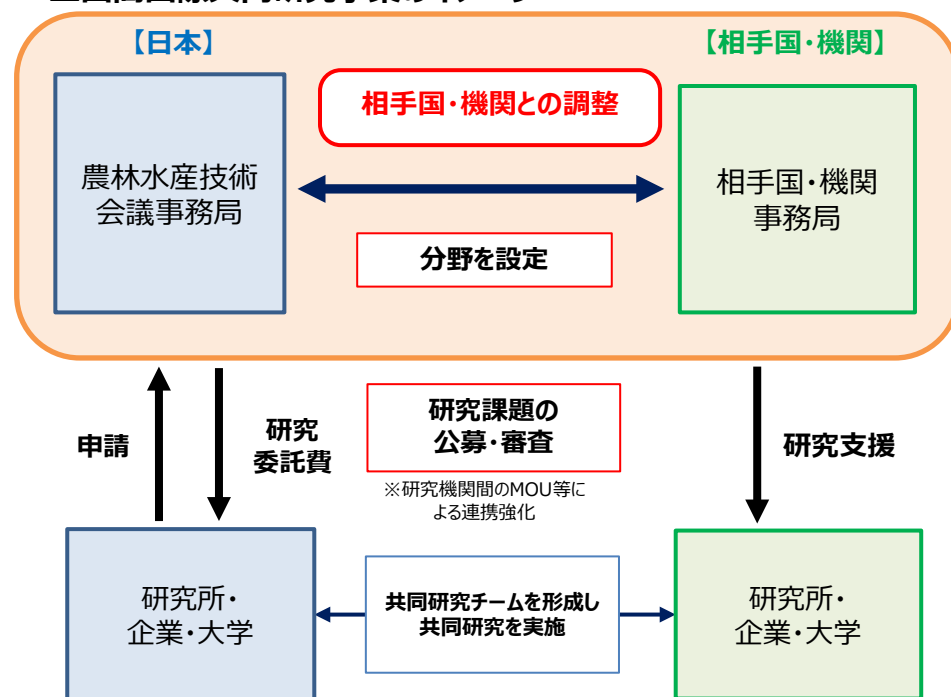
<事業の内容>

二国間国際共同研究事業

G7、G20、ASEAN+3、COP会合等の議論を通じ国家間の合意等を踏まえた、**米国、EU加盟国 (フランス、ドイツ等)、ASEAN諸国 (タイ、ベトナム、フィリピン)、インド等との間で共同研究を実施**します。

<事業イメージ>

二国間国際共同研究事業のイメージ



<事業の流れ>

